

会 議 録

会議の名称	令和元年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和2年1月21日（火） （午前・午後）10時 開会 （午前・午後）0時30分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民）【6人】（敬称略、五十音順）
欠席者	浦野 祐美子（人権擁護委員）【1人】
諮問実施 機関職員	(1) 平林市民課長、山内市民課長代理兼住民記録係長、岩倉係員、 （情報システム課）池田係員、福角係員 【5人】 (2) 森長寿介護課主幹兼給付係長、松尾係員、松本保険年金課国保給 付係長、中島係員 【4人】 (3) 吉田危機管理課長、片山危機管理課長代理兼計画係長、白木係 員、森田係員 【4人】 (4) 野島消防本部副理事兼警備課長、滝井警備課主幹、大畑警備課指 令一係長【3人】
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、樋之津法務コンプライ アンス課参事兼コンプライアンス係長、南係員、竹林係員 【4 人】
開催形態	公開/非公開
議題（案件）	(1) マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価の再実施に伴う評 価書の第三者点検について (2) 第三者求償事務に係る目的外利用、本人外収集及び外部提供につ いて (3) 防犯カメラ映像の提供方法の変更について (4) 高機能消防システム保守のための電子情報処理組織の接続につ いて (5) その他
配布資料	(1) 議題(1) 諮問資料 (2) 議題(2) 諮問資料 (3) 議題(3) 諮問資料 (4) 議題(4) 諮問資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>【開会】</p>
事務局	<p>本日の委員の出席状況について、委員7人のうち、出席委員は6人で、欠席委員は浦野委員である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。</p> <p>本日の事務担当課からの諮問件数は4件である。</p> <p>この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を依頼する。</p>
岡田会長 事務局	<p>本日傍聴者はいるか。</p> <p>いません。</p>
	<p>【議題(1) マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第三者点検について】</p>
岡田会長	<p>それでは、本日の案件の審議に入る。議題(1) マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第三者点検について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いします。なお、事務局、担当課ともに着座にて説明していただければ結構である。</p>
事務局	<p>本件は、その内容にマイナンバーを含んでいる個人情報のデータベースである特定個人情報ファイルを取り扱う市民課の住民基本台帳事務に関して特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を求めるものである。</p> <p>特定個人情報保護評価は個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、住民の信頼を確保することを目的に実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。この特定個人情報保護評価については、特定個人情報の保有前に実施することが義務付けられているほか、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に再実施するよう努めるものとされていることから、現在、各事務について特定個人情報保護評価の再実施を行っている。住民基本台帳事務については、特定個人情報保護評価の実施に当たり、第三者点検を行う必要があるため、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審議会へ意見を求めるものである。</p> <p>なお、事前に送付した資料に加え、マイナンバー法の関連部分の抜粋と特定個人情報保護評価に関する規則を本日配布している。</p> <p>事務局の説明は以上である。</p>
岡田会長	<p>次に、各担当課から説明をお願いします。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市民課	<p><以下諮問書及び特定個人情報保護評価書案の読み上げ> なお、今回の変更点については、評価書案中の変更箇所に赤マーカーで印をしている。説明は以上である。</p>
岡田会長 安尾委員	<p>担当課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 基本的な部分が分かっていないため教えてもらうところからスタートになるが、今回の情報の原本、オリジナルと当然そのコピーがあると思うが、情報のオリジナルはこの住民基本台帳ファイルという電子データになるのか。</p>
市民課 安尾委員	<p>制度の基本となる情報は、住民基本台帳ファイルの中に。 住民基本台帳の中の電子ファイル。</p>
市民課 安尾委員	<p>そこが市の住民基本台帳の基本的なデータを持っているところになる。 そのデータが、この仕組みの中のいわゆるオリジナルなデータであると。データをコピーしたり、副本を持ったりするが、そのオリジナルがこれだと思ふ。それぞれのファイルの中の項目、電子ファイルなのでフィールドになると思ふが、そのそれぞれのオーナーははっきりしているのか。</p>
市民課 安尾委員	<p>オーナーというと。 情報の所有権者、いわゆる責任者である。例えば、この項目は役所のこの課が責任を持って更新するとか登録するとか、項目ごとにおそらく権限が分かれているのではないかと思ふが、市民課が一括して持っているのか。</p>
市民課	<p>転出入等基本的な情報は、すべて市民課の権限で、市民課のデータとして持っている。</p>
安尾委員	<p>ここのファイルの全責任は、例えば登録したり、更新データをかけたりするのも市民課しかできないのか、権限として。参照は別であるが。そのオリジナルのデータにアクセスする権限は市民課だけ。</p>
市民課 安尾委員	<p>そのとおりである。 市民課の中で何人か特定されているのか、それとも全員が権限を持つのか。</p>
市民課	<p>実質何十人もいるが、その者たちすべてが権限を持つというか、入力や管理をしている。</p>
安尾委員	<p>項目ごとの責任ははっきりしているのか。</p>
市民課	<p>項目というと。</p>
安尾委員	<p>一つのファイルの中に、私であれば、安尾というデータがあると。そのデータの中には色々な項目があるだろうが、それぞれの項目ごとに責任者がはっきりしているのか、それとも課長が全責任を持っているのか。そんなことは無いと思ふのだが。</p>
市民課	<p>共有になる。</p>
安尾委員	<p>共有というのは。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市民課	共有というか、職員はデータが発生するごとにそれぞれ手分けして入力、保存し、それらを市民課で管理していくことになる。
安尾委員	ということは、何か誤った情報が更新されたときにその責任は誰だ、という追及を職員に対してはできない、全員が一緒に責任を持っているから。追及はできるのか。
市民課	どの職員がどの画面を使ったかは、その都度分かる。
安尾委員	更新者のIDが分かるから、誰の責任かは分かる。そういう形で権限と責任を分けていると理解した。
今枝委員	質問が2点ある。65ページに個人情報保護委員会による立入検査が実施されたと記載があるが、何かきっかけがあったのか、それともランダムだったのかということと、その検査の対象について知りたい。2点目は、53ページの取扱いの委託に係る特定個人情報の提供ルールについて、「他者への提供の禁止を契約書に明記している。作業場所、使用機器を指定し、実施報告書等でルール遵守の確認を行っている。」とあるが、これを超えて、抜き打ち検査的な、現地検査を行うことはないのか。神奈川県的事例もあったので、それを踏まえてお答えいただきたい。
市民課	監査であるが、国の会計検査に近い形で、マイナンバーの取扱いについて検査する旨の通知が国からあり、立入検査が行われた。
事務局	事務局から補足する。国の個人情報保護委員会が検査を行っており、大阪府内で今回は3市が検査の対象になっているが、どの市が対象になるのかはランダムに決定していると聞いている。
今枝委員	茨木市内のマイナンバー、特定個人情報ファイルに係るシステムや取扱いをすべて見られたということか。
市民課	そのとおりである。
事務局	基本的には、事前に送付された質問事項に対する回答と参考書類一式を提出し、それに基づく書類上の検査と実地検査が行われた。実地検査は市民課を含め3課程度に対して行われ、検査員が事務室を見た。
今枝委員	了解した。
森隆知委員	書類の細かい話になるが、評価書案の基本情報に係る1-2ページと3-4ページが、同じ内容に見える。
市民課	手違いがあり、ページが重なっているようだ。申し訳ない。
森隆知委員	了解した。 今回の評価書に入れるべき内容なのかは難しいが、先ほども今枝委員から神奈川県的事例についてちらっと話があったので。これからは単にファイルを削除するだけでは情報をしっかり守ることができない社会状況になっている。例えば「150年経過したデータを削除する」とだけ書いてあるが、150年の間に必ずシステムの入替えがあるはずだ。記憶装置を処分するときに適切に処分することを、個人情報保護のシステム情報基盤ネットワー

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>クだけではなく、様々なシステムや普段業務で使っているパソコン等も処分されるときにしっかりと対応するというのを、ここに書くのか別のところに書くのかはこれから市の方で審議いただければと思うが、その点を意識されるのはすごく重要だと思われる。</p>
森隆知委員	<p>神奈川県で問題になった際に、総務省からの通知を受けて、情報システム課から庁内に通知を発出している。内容としては、物理的な破壊、磁気的な破壊方法により行うとともに、職員が当該措置の完了まで立会いを行うなど確実な履行を担保することということで、啓発は行っている。</p>
森正治委員	<p>次のステップとして、今度は委託業者に対しても、セキュリティの確保についてしっかり求めるという姿勢がすごく重要かと思われる。</p>
市民課	<p>今枝委員の質問の2番目を答えていないかと。</p>
今枝委員	<p>定期的な実績報告等は実施しているが、抜き打ち的な検査は行っていない。</p>
森隆知委員	<p>先ほど森委員が言われたように、今後はその体制も考えていかないといけないと思われる。</p>
森正治委員	<p>あと評価書よりも少し大きな話かと思うが、去年民間企業で問題になった多要素認証、つまり、パスワードだけではなく別の機械を使いながら多段階で認証するという形について、銀行等でどんどん導入されている。業務の効率化を考えると少し面倒ではあると思うが、段階を追って、庁内でそういう認証にしていくことで、しっかりとした体制を構築していくのはとても重要な視点と思う。</p>
市民課	<p>今の内容に関して、もともと特定個人情報を扱うシステムの場合は必ず2要素認証が義務づけられているかと思う。それはちゃんとされているか。指静脈の認証とパスワードを使っている。</p>
森隆知委員	<p>住基ネットの全システムか。</p>
市民課	<p>はい。</p>
森隆知委員	<p>それを業務用のパソコンで見るときには、おそらくIDとパスワードだけになるのか。</p>
市民課	<p>それぞれのパソコンで。</p>
森隆知委員	<p>通常業務用パソコンでも、指紋認証をされているのか。</p>
情報システム課	<p>現状すべてのシステムという訳ではなく、機微情報が入っている機器については随時システムを生体認証の対応に変えていっている。ただ、少なくともマイナンバーに関係する機器については、必須という形になっている。</p>
安尾委員	<p>対象の数が30万人以上と説明されたが、それは既に亡くなった方とか、他の自治体に転出された方とかを含み、亡くなった方はともかく、他の市町村に転出された方のデータも残るということは、市民課に既に転出された方々の詳細な情報を見る権限があるということか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市民課	実際には除票として保存する。除票はその証明が義務付けられており、法律で決められた保存期間の間は証明・発行業務に対応することになっているため、保管が必要になる。
安尾委員	その趣旨からすると全項目はいらない。その個人に関わる一部の項目があれば、それに耐えうるのであり、それ以外の項目はいらない。あるいは、転出先の市町村に問い合わせをすれば、住基ネットを通じて回答が得られる。必要のないものを持つことについて、法律で決められているからといって、もしかしたらその法律が間違っているかもしれない、という視点で質問している。情報の所有権限者が市民課にあることは了解した。しかし、他の市町村に転出した方の情報すべてを、転出後もアクセスして見る権限が本当にあっているのかどうか。かなり基本のところだと思う。
市民課	他の業務の内容で、国というか、法律で示されている内容としては、一通り保存するという形になっている。
安尾委員	一通りというが、本当に全項目が要るのか。一部の項目が必要で、他の項目は削除してもその業務に耐えうるのか、そういう検討はされているのか。法律がそうだからその内容に従っているというのは一つの考え方として正しいと思う。しかし、個人情報保護するという別の視点から見たときに、本当にその法律は正しいのかと、その通りしているのかと。もし、茨木市から漏えいしたときに、他市に転出した方の情報も漏れていると、そんなことあってはならないが。そういう責任を持てるのかと。
市民課	除票のデータというのは、茨木市にいたときのデータであり、他の市町村に移った方はそこからまた転出先の市町村でのデータがあり、これらは別データということになる。その方のデータをそのまま持っていく訳ではないので、茨木市のデータをそのまま保存しておくという業務だと思うが、委員の指摘される内容は理解できるので、注意はしておきたい。
安尾委員	一例として申し上げただけで、管理すべき情報は必要最小限に、アクセスできる人もミニマムに、というのがやはり個人情報保護の一番源流だと思う。法令で決まっているかどうかではなくて、常に見直しをしているかどうか、5年に1回ではなくて、常時仕事をしながらそういうことを意識する体制を維持することが非常に大事だと思う。
市民課	その辺りも確認しながら進めていきたい。
岡田会長	当審議会が諮問内容を審議するに当たり、前提として担当課に事実確認とか質問する事項があればお願いしたい。特になければ、審議に移らせていただきたいので、担当課には退席をお願いする。
<p>< 質疑応答終了 / 担当課 退室 ></p>	
岡田会長	担当課の職員がたくさん来られた。
事務局	システム部門と市民課の両方から参ったので。
岡田会長	本件議題について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
森隆知委員	基本的にはこれで特に問題ないかと。
安尾委員	私は最後に申し上げたとおり、自分達の業務が本当に合っているのだろうかとか常時確認できる体制というか、いざこういう5年の区切りが来ても、常に大丈夫と胸を張って言えるような、そういうことが望ましいと思う。
岡田会長	個人情報保護に関する法令等を、形式的に、杓子定規的に遵守しておれば事足りると各担当課が考えるのではなくて、慎重にも慎重を期して、個人情報の漏えい等が実際に起こらない様に鋭意留意して、実務の遂行に当たってほしいというのが、安尾委員の意見の趣旨だと思うが、それを答申書の最後に盛り込むか。
安尾委員	今日はシステム的なことは質問しなかったが、おそらくこのシステムは完全、完璧なものではなくて、ある意味はどこかで妥協しているとか、時間的な問題とかコスト的な問題で多分妥協点があるのではないかなと思う。そのときに、ここはお金がかかり過ぎるからこの程度で、その代わりにこんなリスクがあるけれどこういう方式を取ると。そういうことを本当は明らかにしておいた方がいいが、そんな話は多分出したくないし、出てないので、本当はそういった点にリスクが潜んでいそうな気がする。
森正治委員	それについては、このシステムは以前住基ネットにおいて色々問題になったところを踏まえて、正直こんな複雑なシステムを誰が考えたのかというぐらいかなり改善されていると思われる。ただ、安尾委員がおっしゃる通り、複雑だから完璧とはいえないのは明らかだが、このシステム自身どこかに何か欠陥があるのではないかと探っていくのはおそらくなかなか労力が要って、逆に実際何かあったときに、実質どうやるかを意識することが大事ではないかと。私もシステムの内容を一生懸命見たが、最終的な部分でよく分からない。行って返ってという通信を繰り返し、途中で番号を変えて、というか最初に番号を変えて分からないようにして、また戻してという仕組みなので、理解するのがなかなか大変で、正直言って私は中身を理解することをやめて、とにかく末端のところできちんと押さえられるのはどこかを意識の方が実質的ではないかという気がする。ただ、役所だけではなくどこでもそうだと思うが、今までしているから大丈夫ではないという意識づけは非常に大事だと思う。
安尾委員	これからもっとマイナンバーカードを活用しようとしていて、広がりが出たときに、この仕組みが足かせになる部分がないのかどうか。
森正治委員	少し細かく言うと、マイナンバーカードとマイナンバーは実は違うかと。
安尾委員	申し訳ない、マイナンバーの話をした。
森正治委員	マイナンバーの方は、こういう形で継続する。マイナンバーカードの方は、目的をどんどん広げていこうとしているから、逆にカードの方で何か起こる可能性はあるかなと思っているが。直接はこの諮問とは関係ない話だが。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員 森正治委員	<p>税務署も、マイナンバーでできるようになってきたから。 あれは、マイナンバーの趣旨からいうと変だと思うが。何故そんなところで緩めるのかと。</p>
安尾委員 岡田会長	<p>我々は楽だが。 先ほど、審議会の答申の結論としては承認という趣旨で森委員から発言があったが、審議会全体の統一の意見としてはこれを採用して、本件議題の住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価について第三者点検を実施した結果、その記載内容に問題はないものとして答申することによりか。</p>
各委員 岡田会長	<p><異議なし> 異議なしと認める。</p>
	<p>【議題(2) 第三者求償事務に係る目的外利用、本人外収集及び外部提供について】</p>
岡田会長	<p>次に議題(2) 第三者求償事務に係る目的外利用、本人外収集及び外部提供について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に係る本人以外からの個人情報の収集並びに第9条第2項第6号に係る保有個人情報の目的外利用及び外部提供の可否についてである。 本市長寿介護課において、交通事故等の第三者行為に起因して介護給付を受ける場合の届出を勧奨するため、医療保険の第三者行為に係る情報を、大阪府国民健康保険団体連合会を經由して医療保険者から収集するとともに、他市町村へ外部提供したいと考えている。これにより、個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供を行うこととなるが、いずれも本人同意や法令等の定めがないことから、諮問を行うものである。案件としては3つになるが、相互に関連していることから、まとめた審議をお願いしたい。 事務局からの説明は以上である。</p>
岡田会長 事務局	<p>本日の議題のうち、残りの3件をここで一括するということか。 説明が不足して申し訳ないが、この諮問が本人外収集、目的外利用と外部提供の3種類を一つの案件としているので、まとめてご審議いただきたい次第である。この後別に2件、審議案件がある。</p>
岡田会長 長寿介護課	<p>了解した。それでは長寿介護課から説明をお願いします。 <以下諮問書及び別紙の読み上げ> 説明は以上である。</p>
岡田会長 森隆知委員	<p>それでは審議に先立ち、担当課に質問、意見はあるか。 第三者行為求償突合リストの提供を受けるのはどういう頻度で。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
長寿介護課 森隆知委員	基本的には月1回、データを配信していただくことになる。 業務的に月1回で大丈夫と。
長寿介護課 森隆知委員	はい。
長寿介護課 森隆知委員	介護保険の元々のシステムが理解できていないのだが、例えば私が対象になっていたとして、1月から3か月は対象で、4月から対象でないとすると、データ上どういう風に載ってくるのか。毎月送られてくるデータに対象者は全員記載されているのか、追加された人のみが載っているのか、削除されるのか、どういう形のデータになるのかという質問だが。
長寿介護課	基本的には、交通事故等が起こったときに医療保険者に届出をする形になる。その時に、例えば令和2年の1月に交通事故が起こったという届出がされると、その時点で介護保険の被保険者ということであれば、1月に届出があった方ということで、通常であれば翌月か翌々月にリストの中に入ってきて、こちらにデータとして提供される。2月の時点でもし新たな事故があれば、2月の新規分として登録はあると思うが、期間中ずっと届くというよりは、届出のあった月の分が随時届くイメージになる。
森隆知委員	ということは、過去のデータはずっと残しておかないと駄目ということか。保険の対象ではなくなる、例えば極端な話亡くなるとか、介護が必要ではなくなるという状況になったときにはどう判断されるのか。毎月送られてくるデータはデータとしてUSBに入れるけれども、突合するためのデータは、別途その庁内のシステムにデータベースを作るということか。
長寿介護課	どちらかというと、国保連合会の方が、長寿介護課が毎月送付しているデータを突合することになる。国保連合会が医療保険者から来た内容と長寿介護課から送付したデータを突合した結果、茨木市の保険者で該当するものが、長寿介護課に送付されると。リストから外れていれば突合されないもので、茨木市に配信されない。
森隆知委員	一番気になるのが、毎月送られてくるデータをいつまで保存されるのか。
長寿介護課	介護保険給付事務の基本的な保存年限は5年なので、リストが送付されてきたら、5年間は保存するかと。
森隆知委員	了解した。
森正治委員	本来の趣旨とは少し違うかもしれないが、参考のため教えていただきたい。今長寿介護課で把握している件数があって、この後増加の見込みや、現実性が増すと予想されていると思うが、具体的な件数はどれぐらいか。
長寿介護課	第三者行為の事務が発生しているのが、今把握しているだけで年間10件程度。長寿介護課で把握できてないものは、おそらくそれより少ないと思うので、5件以下ではないかと。現状把握できているが、例外的に漏れているものもあるかもしれないので、現実性を増したいと考えている。5件もあつたら多いかなと。
森正治委員	一般的に、交通事故に遭って国保等健康保険の保険者に言うのは、医者に

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
長寿介護課	<p>かかったときにやりとりをするので分かると思うが。これは、本人が長寿介護課へも連絡しないといけないということか。保険者のところに交通事故だと伝えるのは分かるが、介護を受けている人が長寿介護課に言わなければいけないということが、本当に行われているのかと思って。</p> <p>長寿介護課としても周知には努めているが、介護保険のサービスを使う際は基本的にはケアマネージャーが必ずつく。ケアマネージャーは第三者求償制度については十分熟知しているが、介護サービスを使うに当たって元々の介護の要因になったものが交通事故であるならば、その旨届出を促していただくというように長寿介護課も説明で回っているので、そういった形での届出が一番多いかと。</p>
森隆知委員 長寿介護課	<p>他市町村に外部提供するというのは、何を送付するのか。</p> <p>茨木市の国民健康保険の加入者の中に、茨木市の介護保険に加入している人と他市の介護保険に加入している人がいる。具体的には、住所地特例というのだが、例えば、高槻市の介護保険だが医療保険は茨木市の国保に加入している方が、すごくイレギュラーな例だがありうる。第三者行為についても、茨木市の国保だけでも他市の介護保険の保険者の方に国保連合会を通じて提供するケースがある。</p>
森隆知委員 安尾委員	<p>特別なパターンがあるということ。</p> <p>突合リストの帳票やUSBメモリについて、どんな風に厳重に保管されているのか、状況をお聞きしたい。</p>
長寿介護課	<p>USBの使用については、セキュリティポリシーに基づいて管理している。具体的には鍵付きのロッカーに保管をし、使用時は管理職が必ず管理簿で確認をして、使用の目的、取扱いについて確認して行っている。</p>
安尾委員 長寿介護課	<p>突合リストもそうなのか。</p> <p>リストについては、通常必ず鍵付きのロッカーの中に保管していて、その鍵は管理職の鍵付きの机等に保管して運用している。</p>
安尾委員 長寿介護課	<p>ということは、管理職しか開錠できない。</p> <p>管理職が鍵を保管しており、実際には鍵を職員に渡して使用していることが多いかと思われる。</p>
安尾委員	<p>そして、使用が終わればすぐ返却し、施錠して鍵を返却すると。例えば、長寿介護課で当該事務を担当している方と他の仕事を担当した方がそれぞれ業務のUSBとかファイルを同じロッカーに入れていないのか。言いたいこととしては、同じロッカーにアクセスするのであれば、自分が担当してない業務に関するものもアクセスできるのではないかと。管理が分けられているかどうか。</p>
長寿介護課 安尾委員	<p>現実にはアクセス可能と思われる。</p> <p>では、アクセス権限のない人がアクセスしないということの保証は。その事務に関しての権限がなくても、見ることはできる。アクセス権限がない</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森隆知委員	<p>のに、アクセスできてしまう。施錠で管理というのは、どこの企業でも大きな穴になっている。おそらく茨木市の職員には不埒な方はいないから、性善説に基づいていると思うが、性善説を一度取っ払ったときに本当に大丈夫なのかというのが私の疑問である。もしそれがきちんとされているということであれば、誰か担当課以外の方が定期的に管理状況を監査しているかと。いや、そこまではというかもしれないが、すべてのファイルで監査をする必要がなくても、重要なものだけでもそうするのが大事かと。</p> <p>目的外利用に係る諮問書の事務の目的及び概要のところ、「大阪府、国保連合会等関係機関に情報提供する」と書いてあるのに、外部提供に係る諮問書には記載がない。提供する理由に書いていることからして、こちらにも大阪府や国保連合会へ提供する旨記述があった方がより適しているのと思ったが、書かれていない。</p>
事務局	<p>事務の目的及び概要であるが、当初事務を立ち上げたときの目的と概要を記載し、その後修正があればその旨変更を加えているので、すべてを記載できている訳ではない。基本的に事務の主立ったところだけを記載していて、目的の範囲内で提供するときだけ記載していることが多い。</p>
森隆知委員	<p>ここに書かれている「情報提供」は、もっと一般的な情報提供ということか。</p>
事務局	<p>はい。資料が分かりにくくて申し訳ない。</p>
岡田会長	<p>確認する意味で質問したいのだが、交通事故に遭った人で、自分に責任がない場合、ここで言うところの第三者に対して、弁償なり、医療費等の支払いを請求することができるし、しないといけない。そこのところを介護保険の方でまかなうのはおかしいので、求償することになる訳であると。一度支払った上で、第三者に対して支払い請求を代位請求、求償すること。その前に、第三者を特定して確認するために、情報を収集するということか。それから当該第三者が特定されたら、被害者に「あなたは交通事故に遭って、この人にお金を請求すべきところを保険で受けているが、それでは困るので」と、被害者からの届出に基づいて求償するというので、本人以外の情報収集と外部提供という諮問をしているのか。諮問の趣旨をもう少し分かりやすく言ってほしい。</p>
長寿介護課	<p>第三者行為の求償事務で情報を得るのは、実際に交通事故に遭った人を特定するためである。まずは、どの方が第三者行為に基づいて介護給付を受けることになったかを特定するために情報を得る。事故に遭った方を特定して、届出を出してもらった後に、実際の事故を起こした相手方に対して求償事務を行っていくという形になる。なので、こちらで把握したい情報としては、誰が事故に遭ったかということになる。</p>
岡田会長	<p>本人以外から収集するという意味か。</p>
長寿介護課	<p>医療保険者から収集するということである。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	そこで、本人以外から個人情報収集するということになるのか。次に、保険者に届け出て、保険者から第三者に対して求償すると。
長寿介護課	求償していく。
岡田会長	情報を提供するという意味で、目的外利用で諮問した訳か。
長寿介護課	はい。
岡田会長	了解した。他に何か確認したいことはあるか。なければ審議に移るので、担当課には退席をお願いする。
	＜質疑応答終了／担当課 退室＞
岡田会長	それでは、意見があればお願いしたい。
森隆知委員	おそらくこの件だけではないと思われるが、安尾委員が指摘された外部記憶装置の管理の仕方については、茨木市全般で考えてもらう必要がある。ただし、今回の諮問については特段問題ないかと。
安尾委員	どの担当課が諮問しても必ず言うことである。
森隆知委員	大切な指摘である。
岡田会長	それでは、本件議題の個人情報の目的外利用、本人外収集及び外部提供に関して、公益上の必要その他当該保有個人情報の利用について合理的な理由があり、かつ、当該利用等によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めることに異議がないものとして、答申することとする。
各委員	＜異議なし＞
岡田会長	異議なしと認める。
	【議題(3) 防犯カメラ映像の提供方法の変更について】
岡田会長	次に議題(3) 防犯カメラ映像の提供方法の変更について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いする。
事務局	諮問事項は、保有個人情報の外部提供の方法の変更についてである。現在、本市危機管理課では刑事訴訟法第197条第2項による照会があった場合、原則、市の職員の立会いのもとで防犯カメラの映像を警察へ提供している。茨木警察署への提供については、平成28年に本審議会の答申を得て、緊急時に限って、市の職員の立会いなしに画像データを提供しているが、防犯カメラ機器の更新に当たり、職員の立会いについて運用の変更を検討していることから、諮問を行うものである。 本件については、事前に送付させていただいた資料から一部内容を修正している。修正内容としては、諮問書の外部提供の根拠を条例第9条第2項第6号としていたが、本件の提供そのものは、刑事訴訟法に基づく外部提供となっているため、諮問書の文言を修正している。また、防犯カメラについては、通学路の見守りカメラとそれ以外のカメラとで、これまでそれ

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長 危機管理課	<p>ぞれ提供方法が異なっていたため、その点を明確にするために資料の修正を行っている。今後は、機種を同じにすることからカメラの取扱いを統一したいと考えている。</p> <p>事務局からの説明は以上である。</p> <p>それでは、危機管理課から説明をお願いします。</p> <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p>
岡田会長 安尾委員 危機管理課	<p>説明は以上である。</p> <p>危機管理課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。</p> <p>緊急時の定義を教えてほしい。</p>
安尾委員	<p>本市においては、職員の勤務時間外、土・日・祝日等休暇に当たる日、災害対応等により職員が立ち会うことが困難な状況において、茨木市、茨木警察署が緊急を要すると判断した犯罪捜査がある場合を考えている。</p> <p>厳密に書くならば勤務時間外が緊急時ということ。それからフローの中で照会書のやりとりが署長と市長の間でなされているが、実際中身を見ているのか。</p>
危機管理課 事務局	<p>現状、首長や署長が見ることは実際のところないと考える。</p> <p>文書の発信元やあて名が、長の名前で来るので。</p>
危機管理課 安尾委員	<p>実務上は、双方とも課長や部長の決裁かと。</p> <p>言っている内容は分かるが、実際の業務フローとしてはいかがなものか。</p>
危機管理課	<p>それからもうひとつ、今回の更新に当たり、画素数の変更や取扱いの変更はあるのか。</p>
危機管理課	<p>メール通知による確認ができる機能を考えているのと、もちろん過去と比較すると性能も上がっているところではあるが、新機種はまだ決定しておらず、具体的な数字等はお答えできかねる。</p>
安尾委員	<p>しかし、そういうものが決まってない中で、セキュリティ対策が本当にきちんと定義できるのか。カメラの機種が決まっていない中で、セキュリティ対策が本当にこの通りに実現するのかどうか。</p>
危機管理課	<p>現状の防犯カメラもセキュリティ対策はしっかりされており、新機種のカメラに関しても、同じメーカーでメール通知機能の備わった機種のカメラを確認しているが、基本的にセキュリティ対策は現状と同じような形でされており、またメール通知で閲覧等の情報が送信されるものである。</p>
安尾委員 危機管理課	<p>もし、新機種からある機能がドロップされていたらどうするのか。</p> <p>防犯カメラ導入時から時間が経過しており、そういう事象が起こらないようになっていると思われる。</p>
安尾委員	<p>私が言いたいのは、ここで一般論を説明されるなら、具体的な話はどうなるのかということで、5年も経てばカメラの性能が良くなるのは一般論であり、本当にそうなのかという確認を担当課できちんとされているかを知りたくて質問している。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
危機管理課	更新を検討している機種としては、防犯カメラ自体も専用の端末しか接続できない、MACアドレスフィルタリング機能が、現状のカメラと同様、備わっている。あと、これも現状のカメラに備わっているが、ステルス機能による無線LANのSSIDを非表示化することを考えている。第三者からアクセス出来ないように備えており、ある一定のセキュリティは担保できると考えている。
今枝委員	今まで立会いで提供を行われていたということで、例えば、各地に設置されている防犯カメラに係る地域や何日から何日という期間等の特定があって、見られていたと思われる。捜査関係事項照会書にそこまで細かく書くのかは分からないが、今回のメール通知機能を通じて、照会書の範囲で見ていることまでも分かるものなのか、その辺りが心配だと思ったが。
危機管理課	茨木警察署から捜査関係事項照会書を事前にもらうが、メール通知がくることで端末や抽出日時等が分かり、また、サーバーのシステムにアクセスしたら情報が全て網羅できると聞いている。
今枝委員	了解した。その通知と捜査関係事項と承認した範囲が合っているかどうか自己管理をきちんとしていただければということになるか。
岡田会長	要するに職員の立会いと同様の効果が、今回のメール通知のシステムでは担保されているということか。
危機管理課	今と同等の。
岡田会長	これからは記録が残る訳だ。
危機管理課	何時から何時まで閲覧したという記録が残る。
森正治委員	諮問参考資料の中で業務の効率化を目的に挙げているが、もっと本当の目的があるのではないかと。今回の場合、書きにくいところもあると思うが、せめて正確性や確実性を効果として挙げないと。月20件程度ある立会いが減るというだけでは、調達するときにもちょっとどうかと。その辺は意識された方がいいのではないかと。
岡田会長	どうしても書きたかったら、「業務の効率化にも」というような感じか。
危機管理課	すみやかな事件捜査、調査等が前提になるのかなというところは、やはり感じるころではあるが。
森正治委員	ちょっと書きにくいところかもしれないが。
今枝委員	今の話にも関係するのだが、当初送付された諮問書の原案にあった条例第9条第2項第6号の規定を削除したのは、既に承認されている話であって、運用のみ変更するからということであるか。
事務局	外部提供自体は、条例第9条第2項第2号を根拠に法令等に基づき行っているが、緊急時には職員の立会いなしに提供するという特殊な形だったので、前回運営審議会に諮った。今回、その内容から運用を変更するというので、再度諮ったところである。
今枝委員	この運用の変更について、条例第9条第2項第6号の要件に提供方法も含

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
岡田会長	<p>むということであれば改めて当該条項に基づかないといけないかもしれないし、そうすると先ほど議論になった業務の効率化というのは、少しそぐわない表現であると気になっている。どういう風に答申したらいいのか、念には念を入れた方がいいのかどうか。</p>
森隆知委員	<p>あえて担当課を擁護するのであれば、公益上の必要というところだが、この程度では困難で、全面的に押し出すところではないと思う。どうしても言いたければ、「業務の効率化にも資する」と。補助的、付随的効果で述べるもので、主たる要因で挙げるのは遠慮した方がいいと思う。</p>
危機管理課	<p>タブレットからになる。</p>
森隆知委員	<p>そのタブレットからメールを送信する場合、実際にはメールサーバーは別のところであって、そのメールサーバーを介するので、メールの送信ログを見ると、どの時間に本当にメールが送信されたのかが分かるはず。タブレットの時計を改ざんしても、導入されているシステムで実際の記録時間は担保されると思うが、メール送信時間等は結構変更できたりするので、職員が立ち会わないからより正確な時間が計ることができるという説明も、技術的なものに基づいた担保があるのかどうか少し気になったところである。おそらく大丈夫だと思うが。</p>
森隆知委員	<p>メールの送信に係る流れについて訂正したい。タブレットからではなく、カメラから専用のサーバーを通じて、直接情報を正確に通信していく。インターネットを介して、クラウド上で情報を見るという形になっている。</p>
危機管理課	<p>そうすると、そのカメラ自体がそれなりのメール送信機能を有するということだから、OS等のアップデートの必要が出てくるかと思うが、そのアップデート等はどうかされるのか。インターネットに繋がっているのであれば、クラウドで自動的に更新されるのか。</p>
森隆知委員	<p>通信回線自体は、非常に伝送容量の非常に小さいものになるので、直接カメラ側とインターネットが通信して、OSのアップデートすることは出来ない。保守点検時に作業員が最新のアップデートプログラムを適用していく形を予定している。</p>
危機管理課	<p>保守点検の頻度は。</p>
森隆知委員	<p>現状は、1年に1回、保守点検を行っている。</p>
森隆知委員	<p>タブレットとカメラは、無線LANで接続されていると。</p>
森隆知委員	<p>そのとおりである。</p>
森隆知委員	<p>現在無線LANのファームウェアって結構な頻度でアップデートがあるかと思うが、1年間に1回で大丈夫なのか。1年に1回では、逆にその無線</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題 (案件) ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>LANのところから不正アクセスされてしまう可能性があると思うのだが。今回の諮問とは若干違う話かもしれないが。そこのところ若干気になったのと、この諮問参考資料のセキュリティ対策のところ、ログインIDとパスワードが必要でとなっているが、警察の方がどうされるのか分からないが共通になってしまうと思われる。このパスワードとIDの管理はどのようになされ、セキュリティをより安全な状態で保たれるのかということと、「定期的に変更予定」というのはどういう頻度を考えているのか。もしかすると警察側の問題かもしれないが、要するに人事異動等があったときに、本当は全部のパスワードを変えるべきだと思うが、その辺のセキュリティ対策について、あまり明示されていないのが気になるところである。というのも、前回の審議会でも委員をしており、その当てもセキュリティについて重要だという話で答申したので、どういう状況になっているのか、非常に気になるところではある。</p>
危機管理課	<p>セキュリティ対策については、一応、現状のカメラと同じようなセキュリティ対策を想定している。ID、パスワードは保守点検時に定期的に変更はしている。</p>
森隆知委員	<p>今回の提案では、このタブレットは結局警察署が持つと。</p>
危機管理課	<p>警察署と茨木市になる。</p>
森隆知委員	<p>警察と茨木市が持つと。警察署側に渡ったタブレットはID、パスワードをどう管理されるのか、そしてどう担保されるのか。警察の担当が変われば一切パスワードを変えるといったところをちゃんと協定書なりに書くのか、もうちょっと違う運用レベルの共通のメモ書きを作られるのか。何かしておかないと、警察でずさんな運用をされると、茨木市はしっかり取り組んでいても、警察から漏えいしてしまう。逆もあるだろうが、というところが非常に気になる。特に、茨木市民は、その辺を歩いているときに撮られる話で、それを利用されているか分からないのを非常に不安に思われると思うので、しっかり対応していることを示す必要があると思われる。</p>
危機管理課	<p>警察でも画像の管理、運用要領は定めているので、先ほど委員がおっしゃられた内容に関して、警察とも調整していきたい。</p>
森隆知委員	<p>保守の期間が1年に1回はかなり怖いと思うので、費用等の話もあるだろうが、大切だと考える。</p>
危機管理課	<p>費用対効果も勘案して、保守の回数については考えていきたい。</p>
安尾委員	<p>先ほどの質疑応答の中で出てきたが、中継サーバーを通してメールが届くので、その中継サーバーのタイムスタンプを確認すれば、より正確な日時が分かるかと。</p>
森隆知委員	<p>今安尾委員が指摘されたように、単にメールが来たからこの時間だという確認の仕方は非常に危ない。職員の立会いは物理的で、その時間に確実に第三者の証明がされているということである。システムだから安心という</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>のは、逆にちょっと怖い気がする。今度導入されるシステム全体が、おそらくそれを担保される様々な仕組みを導入しており大丈夫だと思うが。システム系の人間にとっては、機械をそんなに信用されても困るので。他に何か確認したいことはあるか。なければ審議に移るので担当課には退席をお願いします。</p>
	<p><質疑応答終了／担当課 退室></p>
今枝委員	<p>諮問の訂正をした上で答申をしないと手続上どうなのかなというところが気になったので、変更を要しないということであれば結構である。</p>
事務局	<p>事務局としても、諮問の根拠をどこにするのか悩んだところである。前回は、茨木警察署と協定を結んで特殊なやり方で提供するというので、条例第9条第2項第6号に基づき、こういう出し方をしてもいいかということを経験したが、外部提供自体は法令等に基づくものとして2号を根拠に行っている。条例に諮問の根拠を当てはめるのが難しいと思っていた。</p>
岡田会長	<p>なるほど。諮問というのは、義務的諮問と裁量的諮問に分けられる。</p>
事務局	<p>はい。</p>
岡田会長	<p>絶対的に諮問しないと駄目なもの、諮問するかしないか、実施機関にある程度裁量が認められるものと。義務的諮問で諮問しなかった場合は、当該措置は違法になる。どういう形で諮問したかということは諮問機関に、答申の内容を採用するかしないかは実施機関になる。諮問するかしないかということについては、義務的諮問の場合は絶対諮問しないといけない。結論に従うのは実施機関の自由だけれども。諮問するとき、文章として根拠規定を書きたいのは分かるが、審議会に諮問するということのみで、根拠規定を書かなくてもいいのではないかと。</p>
事務局	<p>今回は変更について意見を伺うという形で諮問している。</p>
岡田会長	<p>参与機関でなく諮問機関だから、従うか従わないかは実施機関の自由であるので、随時諮問していいと思う。答申内容はどうか。</p>
森隆知委員	<p>どこに重点を置くかっていうのが、まさにここの論点かと思うが、事実上業務の効率化って結構重要な視点でもあると思うので、基本的には認める方向でいいと思う。しかし、新しいシステムがまだ決まっておらず、明確なところが分からないので、セキュリティに関しては厳重な対応を求めるといった意見とともに認める形でいいのではないかと。</p>
各委員	<p>賛成。</p>
岡田会長	<p>では、本件議題の個人情報の外部提供に関して、承認の答申を行う。なお、先ほど委員の方から挙げたように付帯意見を付けることとする。</p>
	<p>【議題(4) 高機能消防システム保守のための電子情報処理組織の接続について】</p>
岡田会長	<p>次に議題(4) 高機能消防システム保守のための電子情報処理組織の接続に</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>ついて審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いする。</p> <p>本件は以前本審議会にも諮問させていただいているシステムの遠隔保守についてである。</p> <p>本市消防本部が導入している高機能消防総合情報システムの再構築に伴い、当該システムの保守業務について、受託業務受託者が自社にいながら本市のサーバー内の高機能消防総合情報システムの情報を閲覧し、障害発生時等の対応ができる遠隔保守を導入することを検討している。個人情報の提供を目的として接続するものではないが、システムの保守業務の実施に当たり、実施機関以外のものが管理する端末に個人情報が表示されることから、法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行うものである。</p> <p>事務局からは以上である。</p>
岡田会長 警備課	<p>それでは、警備課から説明をお願いする。</p> <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p> <p>説明は以上である。</p>
岡田会長 安尾委員	<p>警備課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。</p> <p>資料の中で「本番用データベースを確認すべき障害が発生したときに限り」とあるが、例えば、この3年間でそのような障害は何回くらい発生したのか。</p>
警備課 安尾委員 警備課 安尾委員	<p>現在のところ、遠隔で確認を要するような障害は起こっていない。</p> <p>ということは、スイッチは切れたままになっており、入れたことはない。</p> <p>今のところスイッチは<切>状態。テストはあるが。</p>
警備課	<p>本番用データベースのサーバーがあって、そのサーバーやその他色々な箇所の保守もあり、その保守作業をするときは、管理端末からではなくサーバー室の方に来られる。日立の関西支社からしたら、そういうアップデート等を遠隔でやらないと効率が悪くて仕方ないし、やりたいと思うだろうが、個人データベースを触らないような保守は、どうするのか。</p> <p>業者に直接内容を確認したところ、詳細については分からないところがあるが、システムデータと実際のデータベースがあって、いきなりデータベースを参照するのではなく、システムデータを確認していった保守することである。ただ、システムデータから保守していく段階で、データベースに繋がっているのもので、そこで個人情報データが閲覧できるような状況になるということで、実際今回個人情報が見られると聞いている。</p>
安尾委員	<p>本当はその間にサーバーを挟み、それを通していいのかいけないのか、物理的なスイッチでなくてそういうコントロールが業者側でできるはずだが。委託先の効率化もあるし、情報を守らなければいけないということもあって、どう折り合いをつけて合理的にやるかということ。それから、こ</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
警備課 安尾委員 警備課	<p>の管理端末に静脈認証で出入りを許可するサーバー室があるが、何名が許可されているのか。</p> <p>サーバー室への入室許可を登録している人数は20名程度と聞いている。多いな。</p> <p>20名の静脈等の登録は、業者の総務や人事の管理部門にてすべてを登録した上で完全に管理できると。</p>
安尾委員 警備課 安尾委員	<p>茨木市としては、厳密に言えば、そこを守る手立ては持ってないと。実際電話で話した相手が、登録された方かというところまでは。おそらく茨木市の端末だけでなく、他の依頼者のサーバーもおそらく並んでいて、サーバー室に入るのは20名。それは、僕からすると大して意味はないと。市の管理端末にアクセスするところはきちんとできているかどうか問題なのと、それからこういう現場に必ず誰かが行って見ているのかと。相手業者にという話になってしまうが、やはり現場現物で、消防の方もそういうことを大切にされていると思うが、時には現場に行って「本当にやっているのか」みたいなことがあってもいいかなと。</p>
警備課	<p>実際に端末を置いている部門が神奈川県にある。最近漏えい等事案も起きているので、市として管理状況を写真等でいただいているが、実際の現場の確認が必要であるという場合については、当然させていただく。</p>
安尾委員	<p>必要のあるときはするということだが、私が言いたいのは、本当に行って一度ご覧になったらどうかと。出張旅費、おそらく3万か4万で1人が行って来たら済む話で、そういうことが相手に対する牽制球になると私は思う。民間企業の発想であるが。市にそういう発想があるのかどうかよく分からないが、民間企業だったら「誰か足運んで見てこい」と。</p>
森正治委員	<p>今の話だが、他市で現実に見に行っている。ただし、頻繁に行く訳にはいかないから、契約時と契約後に行って、1年に1回か、今言われたように、牽制されていると思う。もうひとつ、契約書の記載事項について、「条例施行規則第10条各号に掲げられた事項を明記する」と書いており、それはおそらくこの契約書案の第17条のところになると思っているのだが、規則と微妙に表現が違うのは何か意図があるのか。あちこちにちりばめてあるというのもあるかと思うのだが。わざわざ明確に言っているにも関わらず、規則と表現が異なっているのは何か理由はあるのか。いや、非常に細かいことなのだが。何か意図があってされているのか。</p>
事務局	<p>契約書では、規則の言葉そのものでは分かりにくい部分とかは表現を変えている。あとご指摘のとおり、契約書の中で散りばめて書いているというのがある。</p>
森正治委員	<p>規則に書いてあることと比べると、具体的に書いてあるところとそうでないところがあるので、できれば具体的に書いた方がいいと思う。意図があるならば、徹底された方がよい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長 今枝委員	これは大切なことなので、よく吟味しないといけないと思う。 ざっと見たところ、一応項目は満たしているようだが、例えば事務従事者とあるのが業務従事者となっていたり、記録の複写の禁止や記録の適正な保管とかの「記録」が抜けていたり、そういうところか。
森正治委員	そうである。この項目はどこに入っているというのをもう一度確認されて、文言をはっきりされた方がいいのではないか。
岡田会長 警備課	規則との整合性をもう一度確認した方がいい。 再度検討する。
安尾委員	今頃こんな質問していいのか分からないが、サーバーの管理は市の情報システム課の管理下にあるのか、そうでないのか。
警備課	違う。
安尾委員	業者との契約で、消防で保有していると。了解した。
岡田会長 警備課	業務委託契約書は、本日の時点では案なのか。 今のところは。
岡田会長	であれば、先ほど問題になった規則の第10条との整合性を吟味して報告してほしい。
警備課	はい。
岡田会長	整合しているので案のままでいいかということ、疑義があるのでこういう風に変更したということ報告してもらい、審議会で意見を統一して、答申することとする。他に何か確認したいことはあるか。なければ審議に移るので担当課には退席をお願いします。
<質疑応答終了／担当課 退室>	
岡田会長	規則と業務委託契約書案の整合性については、担当課の方からの意見を踏まえて、会長と会長職務代理の方で確認する旨一任していただけると。
各委員	それで結構である。
岡田会長	それ以外の点について、どのように答申するか議論していきたい。
森隆知委員	先ほどの契約書の問題を除いて、特段大きな問題はないと思う。ただ全案件に当てはまるが、セキュリティについてはしっかりとさせていただきたいというのはある。
岡田会長	今回も付帯意見を付けるということではいかがか。
各委員	それで結構である。
岡田会長	それでは先ほど言ったが、規則と契約書案の整合性については会長職務代理と確認し、問題がなければ承認の答申をしたいと考える。
各委員	<異議なし>
議題(5) 【その他】	
岡田会長	議題(5)「その他」について事務局から何かあるか。
事務局	現在個人情報の収集等について、審議会への諮問を検討していると担当課

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>から聞いている案件がある。</p> <p>今回の警備課と同様に、システムの遠隔保守の導入を予定しているものが1件、またシステムのクラウド化を予定しているものが1件ある。</p> <p>会議については、来年度の5月あたりに開催したいと考えている。年度が変わるため、日程調整は来年度に行いたい。</p> <p>事務局からは、以上である。</p> <p>本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>